附則第百二十八条第二項中「四年新措置法」を「租税特別措置法」に、「及び第六項から第十一項まで」を「、第六項から第九項まで、第十一項及び第十二項第一号」に改める。

第六十五条　所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第五条のうち相続税法第三十六条第三項の改正規定中「第三十六条第三項」を「第三十七条第三項」に改める。

第十一条のうち租税特別措置法第八条の四に六項を加える改正規定中「提出（当該報告書の提出に代えて行う当該報告書に記載すべき事項を記録した光ディスク等（第四十二条の二の二第一項第二号に規定する光ディスク等をいう。）の提出を含む。第四十二条の三第四項第二号において同じ。）をしなければ」を「提出しなければ」に、「同項に規定する提出」を「提出」に、「の当該提出をする」を「を提出する」に改める。

附則第一条第六号ロ中「第三十六条第三項」を「第三十七条第三項」に改める。

（健康保険法の一部改正）

第六十六条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第一項第十六号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第十七号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

第二百七条の三中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第二百七条の四中「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第二百十三条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求（協会又は健康保険組合の職員が行うものを除く。）に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

第二百十三条の三中「忌避した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

（船員保険法の一部改正）

第六十七条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第百五十三条第一項第十号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第十一号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

第百五十五条の二中「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第百五十八条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第百五十九条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求（協会の職員が行うものを除く。）に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

（厚生年金保険法の一部改正）

第六十八条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第百条の四第一項第三十号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第三十一号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

第百三条の二第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した」を「又は忌避した」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

（国民年金法の一部改正）

第六十九条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第百九条の四第一項第二十三号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第二十四号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

第百十三条の二第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した」を「又は忌避した」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

第百十三条の三第一項中「第四号及び第五号」を「第五号及び第六号」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第七十条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「第八十七条の六第八項」を「第八十七条の六第九項」に改め、同条第十項の表租税特別措置法の項中「第八十七条の六第七項」を「第八十七条の六第八項」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正）

第七十一条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第一項第二号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第三号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正）

第七十二条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第四号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第五号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

第二十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。